令和７年度

定期監査（工事監査）結果報告書

令和７年７月２日提出

登　米　市　監　査　委　員

令和７年度定期監査（工事監査）結果について、登米市監査基準第 20 条第１項に基づき、次のとおり報告する。

１　監査の種類

定期監査（工事監査）（地方自治法第 199 条第４項の規定に基づく監査）

２　監査の対象及び日程

令和６年度に市が実施した工事（繰越工事を含む。）から７工事を選定し、次の日程で実施した。

（１）現地調査

月　日	監　査　対　象　工　事
５月21日 （水）	公共１号　登米幹線管渠改築工事（２工区） 水道 3122 号線外布設替工事 東和地域小学校改修工事（建築） 東和地域小学校改修工事（電気設備） 東和地域小学校改修工事（機械設備） 上鱒渕川河川浚渫工事 斜橋ほか１橋橋梁補修工事

（２）監査委員監査

月　日	監査対象工事（担当部署）
５月22日 （木）	ア　東和地域小学校改修工事（建築） イ　東和地域小学校改修工事（電気設備） ウ　東和地域小学校改修工事（機械設備） 【教育委員会教育部学校教育課】
	エ　上鱒渕川河川浚渫工事 【建設部建設総務課】
５月23日 （金）	オ　斜橋ほか１橋橋梁補修工事 【建設部道路課】
	カ　公共１号　登米幹線管渠改築工事（２工区） 【上下水道部下水道施設課】
	キ　水道 3122 号線外布設替工事 【上下水道部水道施設課】

３　監査執行者

監査委員　中津川　源　正
監査委員　千　葉　良　悦

４　監査の着眼点

（１）契約の方法及び手続きにおいて、適切に事務処理が行われているか。
（２）契約の履行期限、工事完成の時期、物品の納入時期は適切か。
（３）工事に係る監督、検査及び検収は適切に行われているか。
（４）支出負担行為、前払い、完成払い等の事務処理は適切か。

５　監査の主な実施内容

上記着眼点を中心に、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、工事の起工から完了までの一連の手続きが適切に行われているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、事務局職員による事前調査及び監査委員による調査を実施した。

６　監査の結果

工事全般に係る事務の執行、工事の管理及び施工については、一部の工事を除き、おおむね適正であると認められた。

今後、改善や検討を必要とする点については、以下に記述するとおりである。

なお、簡易な事項は、担当部署への講評等の中で伝達したので、記述を省略した。

（１）総括事項

監査対象である７工事中４工事において契約変更が行われている。そのほとんどが施工上、やむを得ない事由によるものであるが、工期や施工内容が大幅に変更されていたものも見受けられた。特に、事業の執行にあたっては必要とする事前調査や協議を整えておくことが基本であるが、その事前準備が不足していたもの、また、契約変更の一連の手続きが適切であったか疑問が残るものがあった。

工期が長引くことや着工後の工法変更は、場合によっては、近隣住民や施工業者へ負担を負わせてしまうことにもつながりかねない。しっかりと事前調査をすることで変更を避けられたと思われる事案も見受けられたことから、現場状況を十分に調査するとともに、発注前に必要とする協議を整えておくことを意識し、業務に取り組まれたい。

また、一部の工事において、関係書類に記載誤りがあるなど、注意を払うことにより防止できたと思われる不備が見受けられた。担当者自身の確認に加え、決裁や供覧の際は係員や上司による確認に努められたい。

なお、監査を行った工事に対する個別の意見は次のとおりである。

（２）個別事項

ア　東和地域小学校改修工事（建築）

【教育委員会教育部学校教育課】

事業概要（当初）	東和地域の小学校の再編に伴い、児童生徒の学習環境を整備するため、統合校となる校舎等を改修するもの ○建築工事　一式（校舎棟、体育館棟、渡り廊下棟、プール、外構等） ・仮設工、土工、地業工、鉄筋工、コンクリート工、型枠工、防水工、木工、金属工、左官工、建具工、塗装工、内外装工、ユニット工		
契約業者名	株式会社太田組		
契約年月日	当　初		令和５年６月 23 日
	変　更	第１回	―
契約金額	当　初		361,900,000 円
	変更後	第１回	―
工　期	当　初		令和５年６月 26 日～令和７年１月 31 日
	変更後	第１回	―
監査意見	・特になし		

イ　東和地域小学校改修工事（電気設備）

【教育委員会教育部学校教育課】

事業概要（当初）	東和地域の小学校の再編に伴い、児童生徒の学習環境を整備するため、統合校となる校舎等を改修するもの ○電気工事　一式（校舎棟、体育館棟、渡り廊下棟、プール、外構等） ・電灯設備、動力設備、受変電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備		
契約業者名	亀井電気株式会社		
契約年月日	当　初		令和５年８月８日
	変　更	第１回	―
契約金額	当　初		113,300,000 円
	変更後	第１回	―
工　期	当　初		令和５年８月９日～令和７年１月 31 日
	変更後	第１回	―
監査意見	・特になし		

ウ　東和地域小学校改修工事（機械設備）

【教育委員会教育部学校教育課】

事業概要（当初）	東和地域の小学校の再編に伴い、児童生徒の学習環境を整備するため、統合校となる校舎等を改修するもの ○機械工事　一式（校舎棟、体育館棟、渡り廊下棟、プール、外構等） ・衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、屋外給水設備、屋外排水設備、空気調和設備、換気設備、ガス設備、暖房設備		
契約業者名	旭洋設備工業株式会社		
契約年月日	当　初		令和５年６月 23 日
	変　更	第１回	―
契約金額	当　初		230,890,000 円
	変更後	第１回	―
工期	当　初		令和５年６月 26 日～令和７年１月 31 日
	変更後	第１回	―
監査意見	・特になし		

エ　上鱒渕川河川浚渫工事

【建設部建設総務課】

事業概要（当初）	台風や集中豪雨による河川氾濫等の大規模な浸水被害を防止することを目的として、河川の堆積土砂撤去・処分及び支障木伐採等の維持管理を実施するもの ○河川浚渫工事 ・掘削工：V＝1,500 ㎥ ・伐木：A＝500 ㎡		
契約業者名	株式会社丸昭建設興業		
契約年月日	当　初		令和５年７月 28 日
	変　更	第１回	令和５年 11 月 24 日
		第２回	令和６年３月 19 日
		第３回	令和６年６月６日
契約金額	当　初		20,680,000 円
	変更後	第１回	―
		第２回	―
		第３回	20,605,200 円（74,800 円の減額）
工期	当　初		令和５年７月 31 日～令和５年 11 月 30 日
	変更後	第１回	令和５年７月 31 日～令和６年３月 22 日
		第２回	令和５年７月 31 日～令和６年６月 28 日

		第３回	―
監 査 意 見	・本工事は、施工場所が国指定天然記念物の生息地であり、その現状変更等の許可申請が必要であることから、文化財文化振興室（現・文化財文化振興課）及び県の文化財課と協議を行ってきたものの、許可が下りる見込みが立たず着工が困難な状況となり、契約変更により施工場所を別河川に変更し実施している。 　事業の執行にあたっては必要とする調査や協議を整えておくことが基本であるが、本工事においては発注前から基本的な整理がなされていないことに加え、施工場所の変更決定に至るまでのプロセスに不透明な部分が見受けられた。		
指 摘 事 項	・本工事においては、事前準備が不十分な状態で発注されている。今後は調整すべき内容を十分に確認し、事前準備が整った上での事業着手にあたられたい。 ・本工事では、当初の契約を継続し、変更契約において主たる施工場所を別河川へ変更し工事を実施した。こうした方法が適切であったか疑問である。主たる施工場所を変更する等の重要な変更が生じた場合の取扱いについて、ルールを整理されたい。 ・契約変更に至るプロセスを明確にし、公平性及び透明性を確保する観点からも設計変更審査会が、しっかりと機能するよう、審査会への付議案件の基準の見直しを含め、審査会の在り方について検討し適切な契約事務にあたられたい。		

オ　斜橋ほか１橋橋梁補修工事

【建設部道路課】

事 業 概 要 （当初）	令和２年度に実施した橋梁点検結果に基づき、補修を実施するもの 〇斜橋 ・橋長 L=14.56m、幅員 W=6.50m、舗装打替え工 88 ㎡、伸縮継手工 18m、排水施設工２箇所、ひび割れ補修工１構造物、断面修復工１構造物、支承補修工 12 基、塗装塗替工 180 ㎡、仮設工一式 〇中橋 ・橋長 L=11.36m、幅員 W=7.20m、ひび割れ補修工１構造物、断面修復工１構造物、仮設工一式		
契約業者名	宮城グレーダ株式会社		
契約年月日	当　初		令和６年３月 11 日
	変　更	第１回	令和６年３月 26 日
		第２回	令和６年７月８日

		第３回	令和６年 11 月 22 日
		第４回	令和７年２月 10 日
		第５回	令和７年３月 11 日
契 約 金 額	当　初		71,500,000 円
	変更後	第１回	―
		第２回	―
		第３回	70,526,500 円（973,500 円の減額）
		第４回	―
		第５回	70,424,200 円（102,300 円の減額）
工　　期	当　初		令和６年３月 12 日～令和６年３月 29 日
	変更後	第１回	令和６年３月 12 日～令和６年７月 31 日
		第２回	令和６年３月 12 日～令和６年 12 月 20 日
		第３回	令和６年３月 12 日～令和７年２月 28 日
		第４回	令和６年３月 12 日～令和７年３月 21 日
		第５回	―
監 査 意 見	・橋梁下の水路は用排水路であり、水田や住宅地が近いことから当初より水位の上昇が想定されていたにもかかわらず、契約後、用水時期による水位の上昇を理由とした工期の延長などにより、５回の変更契約を行うこととなった。事前の現場確認を確実に行うことで、このような変更は避けられたと思われることから、今後は事前確認や工法の検討をしっかりと行い、適切な事務執行にあたられたい。		

カ　公共１号　登米幹線管渠改築工事（２工区）
【上下水道部下水道施設課】

事 業 概 要（当初）	登米市ストックマネジメント計画に基づき、管渠更生工事を行うもの ○管渠更生工 ・管渠内面被覆工：L=896.67m ・管渠更生水替工：N=一式		
契約業者名	株式会社太田組		
契約年月日	当　初		令和６年８月８日
	変　更	第１回	令和７年２月 18 日
契 約 金 額	当　初		229,020,000 円
	変更後	第１回	226,211,700 円（2,808,300 円の減額）
工　　期	当　初		令和６年８月９日～令和７年３月 28 日
	変更後	第１回	―
監 査 意 見	・特になし		

キ　水道 3122 号線外布設替工事

【上下水道部水道施設課】

<table>
<tr><td>事業概要
（当初）</td><td colspan="3">配水管の民地内配管を解消するために布設替工事を行うもの
〇配水管布設替工
・水道 3122 号線：DCIP(GX)　φ150　L=476.8m
・水道 3127 号線 給水管切替工　φ20　N=５箇所、
φ25　N=10 箇所
・水道 3159 号線 DCIP(GX)　φ100　L=42.1m
・水道 4773 号線 DCIP(GX)　φ100　L=58.7m</td></tr>
<tr><td>契約業者名</td><td colspan="3">工藤建設株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="5">契約年月日</td><td colspan="2">当　初</td><td>令和５年 11 月 30 日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">変　更</td><td>第１回</td><td>令和６年３月 18 日</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>令和６年７月 29 日</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>令和６年９月 27 日</td></tr>
<tr><td>第４回</td><td>令和６年 10 月 24 日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">契約金額</td><td colspan="2">当　初</td><td>72,820,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">変更後</td><td>第１回</td><td>―</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>―</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>―</td></tr>
<tr><td>第４回</td><td>79,318,800 円（6,498,800 円の増額）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">工　　期</td><td colspan="2">当　初</td><td>令和５年 12 月１日～令和６年３月 22 日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">変更後</td><td>第１回</td><td>令和５年 12 月１日～令和６年７月 31 日</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>令和５年 12 月１日～令和６年９月 30 日</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>令和５年 12 月１日～令和６年 10 月 31 日</td></tr>
<tr><td>第４回</td><td>―</td></tr>
<tr><td>監査意見</td><td colspan="3">・仕切弁操作の誤りにより、柳津地区の広範囲に濁り水が発生し、地域住民へ迷惑をかけることとなった。施工中の地域住民への配慮は、公共工事において最も大切であることから、この度のことを教訓として今後の工事にあたられたい。</td></tr>
</table>